

# 第4回 香川県道路啓開計画策定協議会

---

---

平成30年2月16日

- 1. 第3回協議会以降の検討経緯**
- 2. 香川県道路啓開手順書(案)について**
- 3. 道路啓開実施者の割付等について**
- 4. その他**

# 1. 第3回協議会以降の検討経緯

---

---

# 1. 第3回協議会以降の検討の経緯

平成28年度は、第1回～第3回の協議会を通じて香川県道路啓開計画(初版)を整備

## ■道路啓開計画の検討事項

1. 道路啓開の目標
2. 関係機関の役割
3. 道路啓開ルート(拠点の設定、啓開ルートの設定)
4. 道路の被害想定
5. タイムラインの設定
6. 被災情報の収集と道路啓開状況の情報提供
7. 道路啓開実施方針
8. 道路啓開実施者の割付イメージ

第1回協議会  
(9月14日)

第2回協議会  
(12月20日)

関係機関と確認・調整  
市町照会

第3回協議会  
(3月23日)

作成した香川県道路啓開計画(案)を「香川県道路啓開計画策定協議会」で承認を得る

香川県道路啓開計画(初版)の公表

平成29年3月23日

四国道路啓開等協議会へ提示

平成29年3月27日

# 1. 第3回協議会以降の検討の経緯

## 香川県道路啓開計画の概要

平成29年3月 香川県道路啓開計画策定協議会

### 1. 計画の概要

#### ■計画の背景・目的

- ・南海トラフ地震の発生により、強い揺れや沿岸部の津波により、大きな被害が想定。
- ・東日本大震災における「くしの歯作戦」とよばれた道路啓開が速やかに展開され、緊急輸送体制の早期確立に高い効果。
- ・県内の被災に対する活動のみならず、甚大な被害が予想される太平洋側へのアクセスルート確保が期待。
- ・啓開すべき防災拠点、ルート、被災情報の収集と情報提供の方法、災害時における各機関の手続き・体制構築の方法を事前に定め、これを関係機関と共有を図り、迅速かつ効率的な道路啓開を目指す。

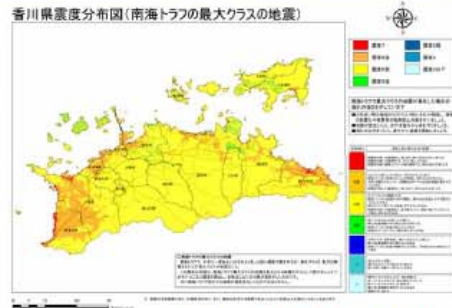


図 香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



#### 香川県道路啓開計画

##### 香川県道路啓開計画で定める内容

- ・内閣府の具体計画の緊急輸送ルート及び四国広域道路啓開計画の進出ルートを優先した県内の啓開ルート
- ・県内の道路啓開や救援活動を実施する際に必要な拠点
- ・県内の啓開ルートにおける具体的啓開方法
- ・県内における各関係機関の役割や連携方法 等

##### 香川県道路啓開計画策定協議会【計画策定主体】

四国地方整備局、香川県警本部、香川県消防長会事務局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、陸上自衛隊、(一社)香川県建設業協会、香川県危機管理総局、香川県健康福祉部、香川県土木部

図 本計画と上位計画及び関連計画

### ～検討経緯～

- 第1回協議会  
平成28年 9月14日  
『香川県道路啓開計画策定協議会』を設置
- 第2回協議会  
平成28年12月20日
- 第3回協議会  
平成29年 3月23日

### 2. 事前の備え

#### ■拠点の設定

「内閣府の具体計画」、「四国広域道路啓開計画」、「香川県地域防災計画」等で定められた拠点を基に、災害対応を行うため早期にアクセスすべき拠点を検討した結果、155の施設を選定し、救命活動や広域輸送活動の観点などから第1次と第2次拠点として設定。

#### ■啓開ルートの設定

拠点を結ぶ路線を啓開ルートとし、連絡する拠点の重要度等に応じて緊急輸送道路を中心に、第1次及び第2次啓開ルートを設定。



図 香川県道路啓開計画 啓開ルート

拠点	考え方	代表的な拠点
第1次拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「内閣府の具体計画」に定める拠点</li> <li>・「四国広域道路啓開計画」に定める出発拠点</li> <li>・災害拠点病院</li> <li>・一次(広域)物資拠点支援施設等</li> </ul>	高松空港、サンメッセ香川等 国営讃岐まんのう公園等 県立中央病院、香川労災病院等 民間企業の物流施設
第2次拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「香川県緊急輸送道路ネットワーク計画」のうち重要な拠点</li> <li>・二次(地域)物資拠点</li> </ul>	警察署、消防署、役所、浄水場等 体育館等市町が指定した施設
啓開ルート	考え方	啓開目標
第1次啓開ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「内閣府の具体計画」の緊急輸送ルート及び拠点までのルート、</li> <li>・「四国広域道路啓開計画」の進出ルート(代替ルート含む)及び拠点までの啓開ルート</li> <li>・上記のリダンダンシーを確保するルート(国道11号ほか)</li> </ul>	概ね24時間以内に啓開
第2次啓開ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次拠点までの啓開ルート</li> <li>・第1次及び第2次啓開ルートの代替ルート</li> </ul>	概ね72時間以内に啓開

#### ■想定される被害

- 南海トラフ地震(最大クラス)が発生した場合に道路で発生する被害として以下を想定。
- ①津波浸水被害
  - ②橋梁被害
  - ③落石や自然法面の崩壊
  - ④盛土法面の崩壊
  - ⑤沿道施設の崩壊
  - ⑥立ち往生車両と放置車両

### 3. 発災後の対応

#### ■道路啓開の実施方法

- 被災状況の収集・共有
  - ・道路管理者及び道路啓開実施者は、職員等の安否確認後、直ちに初動体制を立ち上げ、速やかに被害状況を把握。
  - ・被災状況を各災害対策本部に情報集約。
- 優先啓開ルートの決定
  - ・被害状況により啓開に時間を要する箇所がある場合など、必要に応じて迂回ルートを適切に設定。
- 啓開の実施
  - ・各道路管理者は、ルートの優先度に応じて啓開を実施。
  - ・各道路管理者は、災害対策法第76条の6の規定に基づく区間を指定。なお必要に応じて警察による交通規制を実施。
  - ・当面、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員(W=5.5m)を確保。困難な場合は、1車線に追加待避所を設けることで対応。

#### ■関係機関と連携

- ・迅速な道路啓開に当たり、道路管理者が適切な役割分担のもと、関係機関と情報共有。

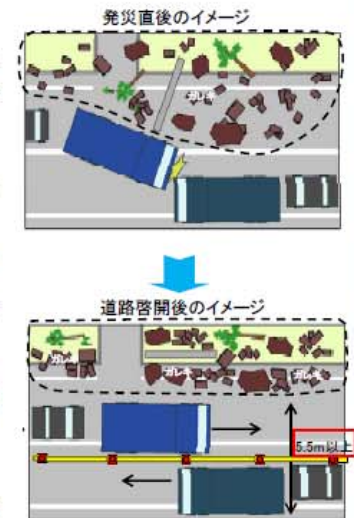


図 道路啓開イメージ

### 4. 今後の取り組み

- 計画の一層の実効性を高めていくため、引き続き関係機関の連携・協力体制の構築。
- より詳細な啓開実施方法等を示す「道路啓開手順書」の作成を検討。
- 道路管理者や啓開実施者らで共有する「道路啓開実施者の割付図」の整備。
- 必要に応じて関係機関・団体との協定の締結や見直しを検討。
- 訓練等を通じて、発災直後の被災状況把握から情報伝達・共有、啓開の実施に至るまでの各プロセスにおける課題を把握し、本計画をスパイラルアップ。



# 1. 第3回協議会以降の検討の経緯

平成29年度：香川県道路啓開計画の実効性を高めるため、以下に取り組んだ。

## (1) 道路啓開の手順書(案)の作成

- 道路啓開計画を補完するものとして、別途、より詳細な啓開実施方法等を示す「道路啓開手順書(案)」を検討。
- 手順書(案)の検討にあたり、啓開手順の詳細や手続きの設置等について関係機関・団体へのヒアリングや協議を実施。
- 手順書の内容は、講習会や訓練等を通じて適宜見直しを行う。

## (2) 道路啓開実施者の割付図(案)等の整備

- 道路管理者や啓開実施者らで共有する「道路啓開実施者の割付図」を検討・整備。
- 割付図(案)をもとに、啓開時間を再精査。
- 今回とりまとめる香川県道路啓開計画に沿った啓開活動を可能とするため、関係機関・団体との協定の締結を検討。

# 1. 第3回協議会以降の検討の経緯

平成29年度は、手順書(案)、割付図(案)、協定等を検討・調整

## ■手順書(案)

1. 手順書(素案)の整理
2. 関係機関・団体との協議

警察、消防、陸上自衛隊、  
インフラ(水道、電力、ガス、  
通信)、JAF、  
各種協会(建設業協会、日本  
橋梁建設協会、プレストレス・  
コンクリート建設業協会)

↓  
道路啓開実施者確認

3. 手順書(案)の整備

## ■割付図(案)の整備

1. 割付図の事務局案の整理
2. 道路啓開実施者との協議

建設業協会説明会  
10月24日

↓  
建設業協会にて割付  
図(事務局案)を精査

↓  
建設業協会説明会  
1月22日

3. 道路啓開実施者の  
割付図(案)整備

## ■協定

1. 関係者協議

- ・四国地方整備局  
(香川河川国道事務所)
- ・香川県
- ・香川県建設業協会

↓  
「香川県道路啓開計画策定協議会」で承認を得る

↓  
第4回協議会  
(2月16日)

↓  
協定締結式

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

---

---



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

- 道路啓開実施者が、道路啓開作業を行うにあたり、必要な内容・手順を整理する。
  - 東日本大震災での経験を踏まえた課題や対応例も合わせて示す。
- ⇒標準的な作業手順・留意点を事前に認識し、実際の道路啓開に役立てる。

本手順書(案)では、『香川県道路啓開計画』にて定める  
具体の拠点・ルート・割付図等を巻末の別添資料にて記  
載し、適宜更新を図るものとする。

- ・巻末資料1 津波浸水、震度、液状化想定
- ・巻末資料2 割付図
- ・巻末資料3 関係者連絡先

### ■本手順書(案)の記載構成

本手順書(案)は、各項目について以下の構成で作成した。

今後、手順書の記載内容について、新たな知見などを踏まえ、更新を図るものとしている。

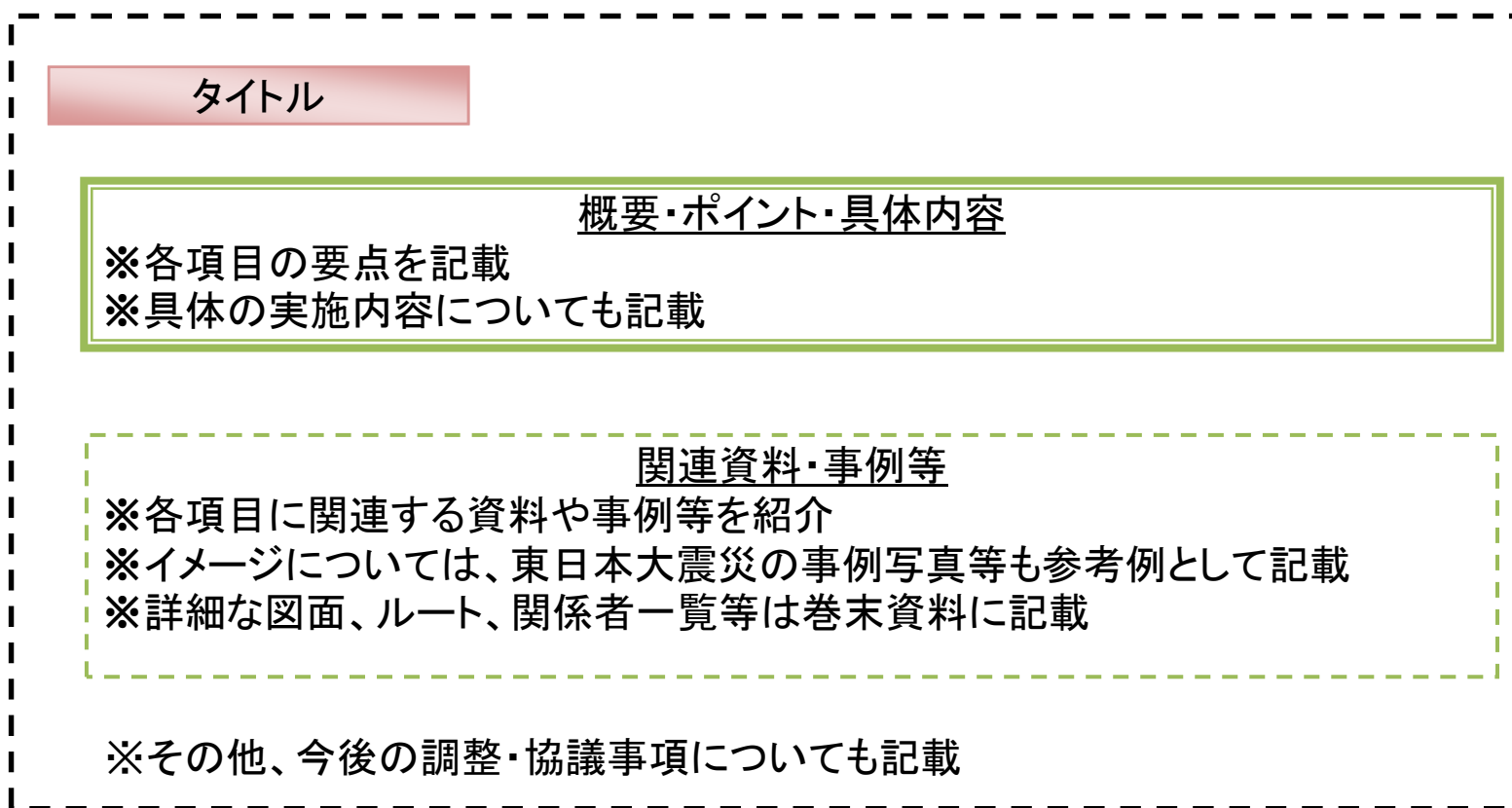


図 手順書(案)の基本的な記載構成

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### ■ 手順書(案)の目次構成

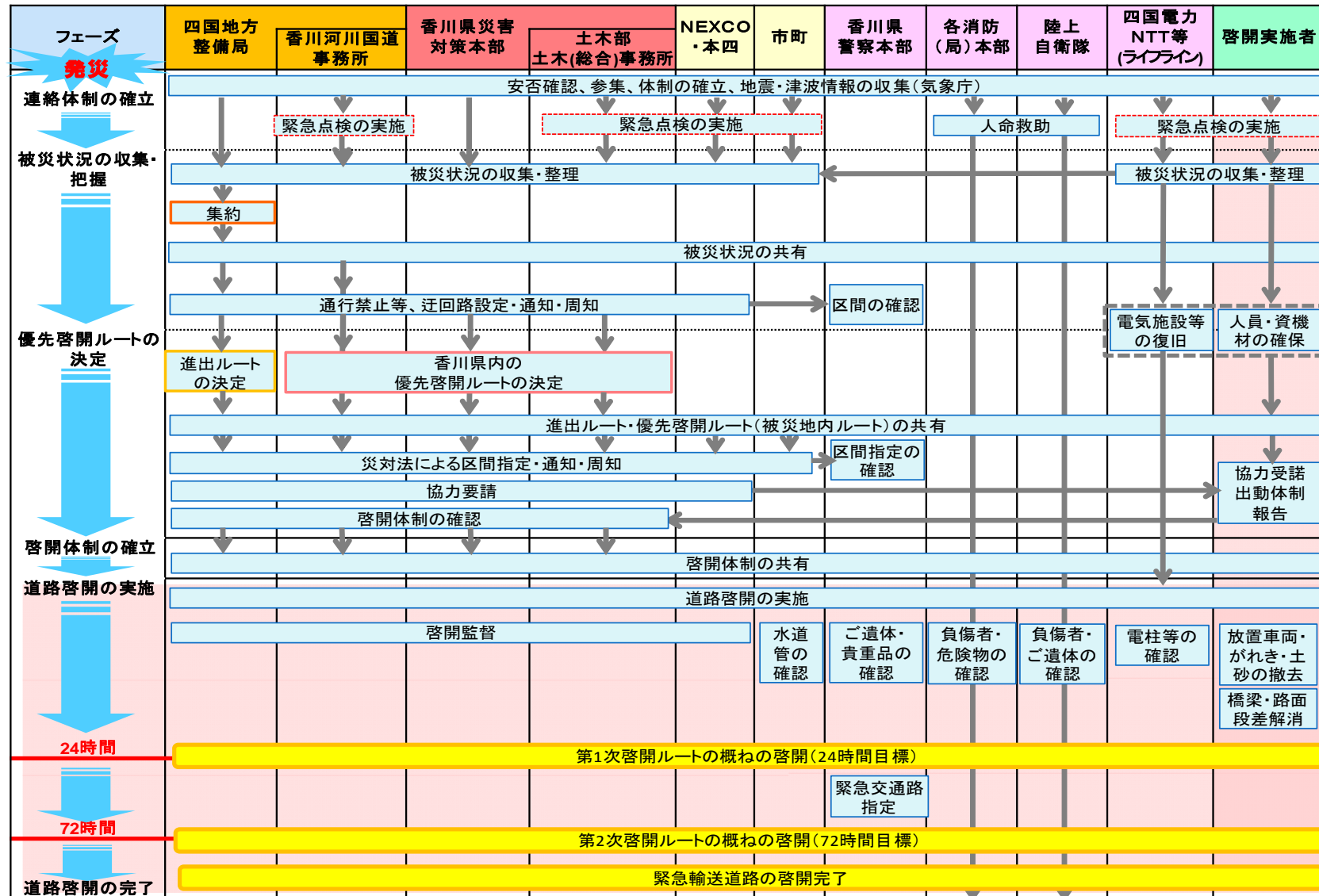
本手順書(案)の目次構成を以下に示す。

大項目	小項目	記載の概要
1. 目的	—	手順書の作成目的・使用対象者
2. 香川県道路啓開計画の概要	—	啓開ルートや目標時間、啓開項目等の概要
3. 本手順書(案)の構成	—	手順書(案)の構成
4. 被害想定	—	南海トラフ地震発生時の被害想定
5. 道路啓開実施手順	5.1 基本的な啓開手順	道路啓開終了までの概略の作業フロー
	5.2 事前準備	道路啓開に備えて実施すべき事前準備
	5.3 初動対応自動発動のルール決め	発災後に自動的に緊急点検を開始するルール
	5.4 被災状況把握・情報共有体制	被災状況の把握及び情報共有の体制
	5.5 出動可能体制把握(支援準備要請等)	建設業協会への連絡(支援準備要請等)を行う手順
	5.6 災害対策基本法に基づく区間指定	車両移動が必要な場合の災害対策基本法に基づく区間指定の方法等
	5.7 連絡体制(支援要請等)	建設業協会への連絡(支援要請等)を行う手順
	5.8 道路啓開作業開始	道路啓開作業の開始時における留意点
	5.9 道路啓開作業の実施	道路啓開を進める際の基本的な作業方法
	5.10 資機材・燃料の調達	資機材や燃料の事前の準備や調達方法
	5.11 報告・連絡・共有	啓開作業の進捗報告や情報共有等
	5.12 道路啓開作業終了	啓開作業終了後の報告(作業の記録等)
6. 終りに	—	—

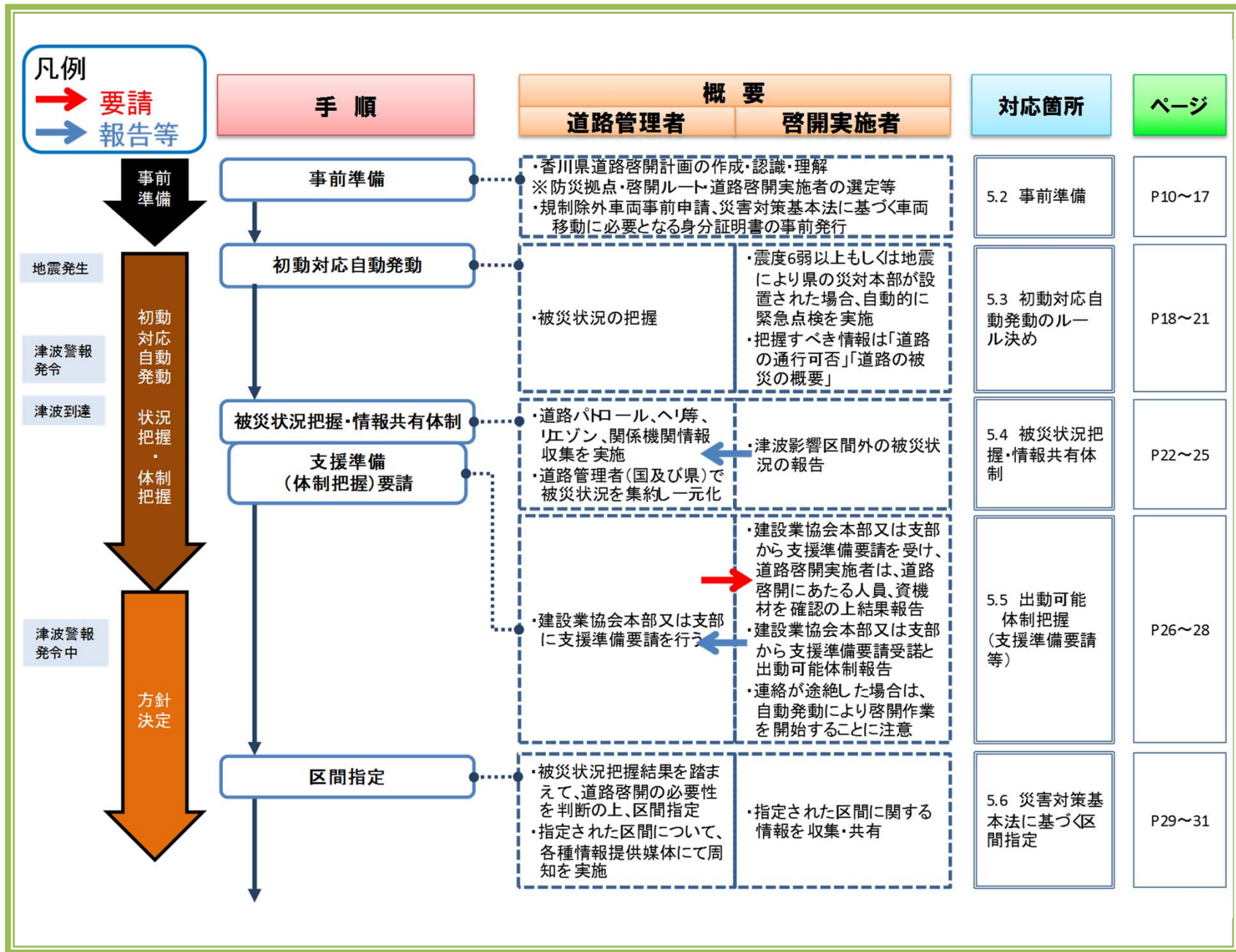
## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.1 基本的な啓開手順

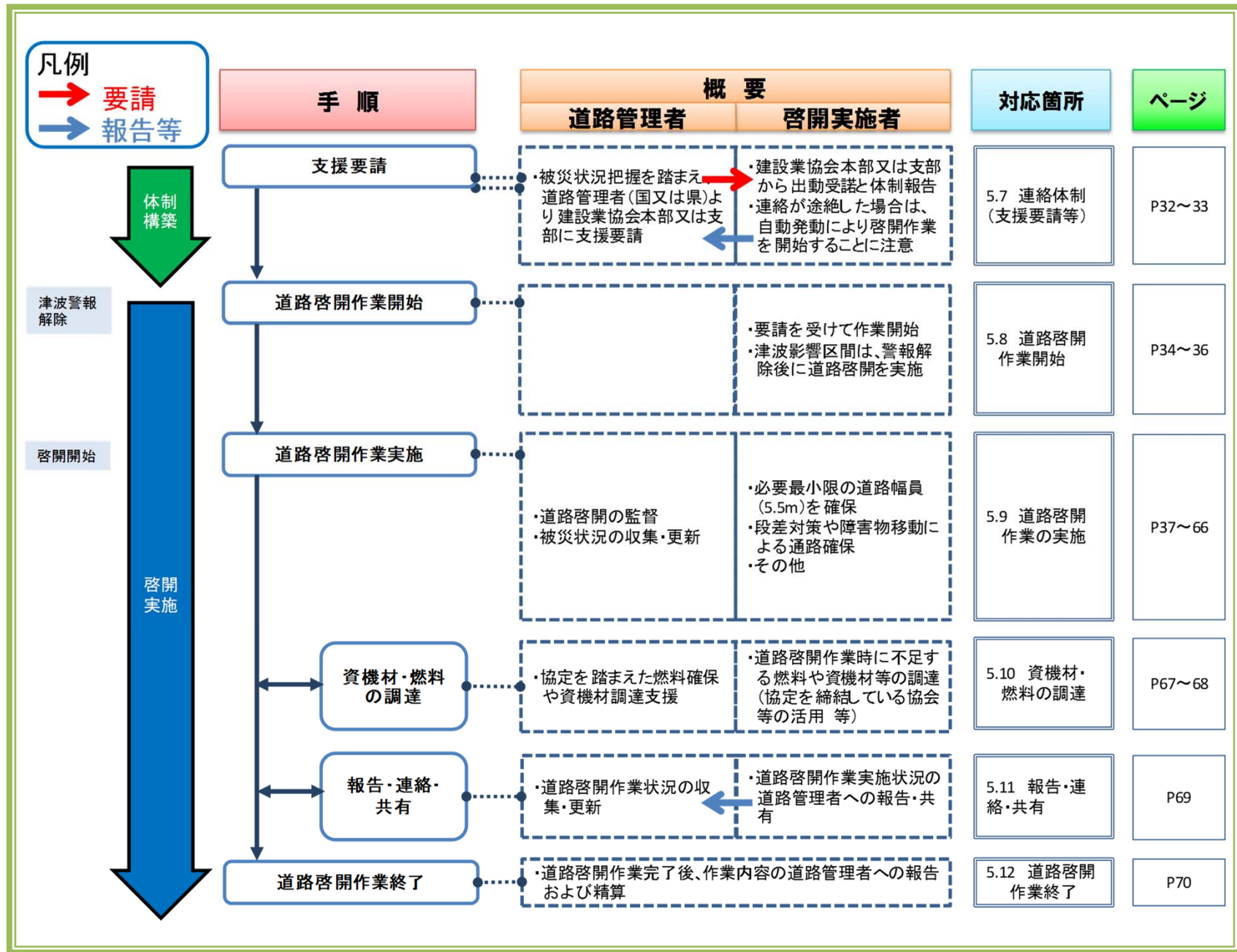
【概要・ポイント・具体内容】 道路啓開において、関係機関の啓開行動や連絡・調整を行ううえで基準となるタイムラインはここに示すとおり。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.2 事前準備

#### 手順書5.2.1. 香川県道路啓開計画の作成

##### 【概要・ポイント・具体内容】

上位・関連計画や被害想定を踏まえた『香川県道路啓開計画』を事前に作成している。

各道路啓開実施者は、啓開計画で示された防災拠点等や優先的に行うべき啓開ルートについて事前に把握しておき、自らが担当する区間を把握した上で啓開作業にあたるものとする。

なお、被災状況に応じて体制の変更等柔軟に対応できるように準備しておくことも重要である。

#### 手順書5.2.2. 第三者被害への対応方法

##### 【概要・ポイント・具体内容】

道路啓開時の第三者被害への費用負担の考え方については、四国地方整備局局長、香川県知事、建設業協会会長とで締結する「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定(検討案)」で規定することを検討。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.2.3. 規制除外車両の事前届出

#### 【概要・ポイント・具体内容】

災害時には、災害応急対策を的確・円滑に行うため、災害対策基本法第76条により区間を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止又は制限(緊急交通路の指定)を行う。その場合、通行規制の対象から除外される車両(規制除外車両)として「確認標章」及び「規制除外車両確認証明書」の交付を受けなければ、公安委員会が定める緊急交通路の規制区間・区域を通行することができない。

なお、公安委員会が緊急交通路として規制区域の指定を行う可能性のある路線には、高松自動車道などの重要路線が指定されている。

そのため、**道路啓開実施者は、作業車両について事前の届出をしておく必要がある。**

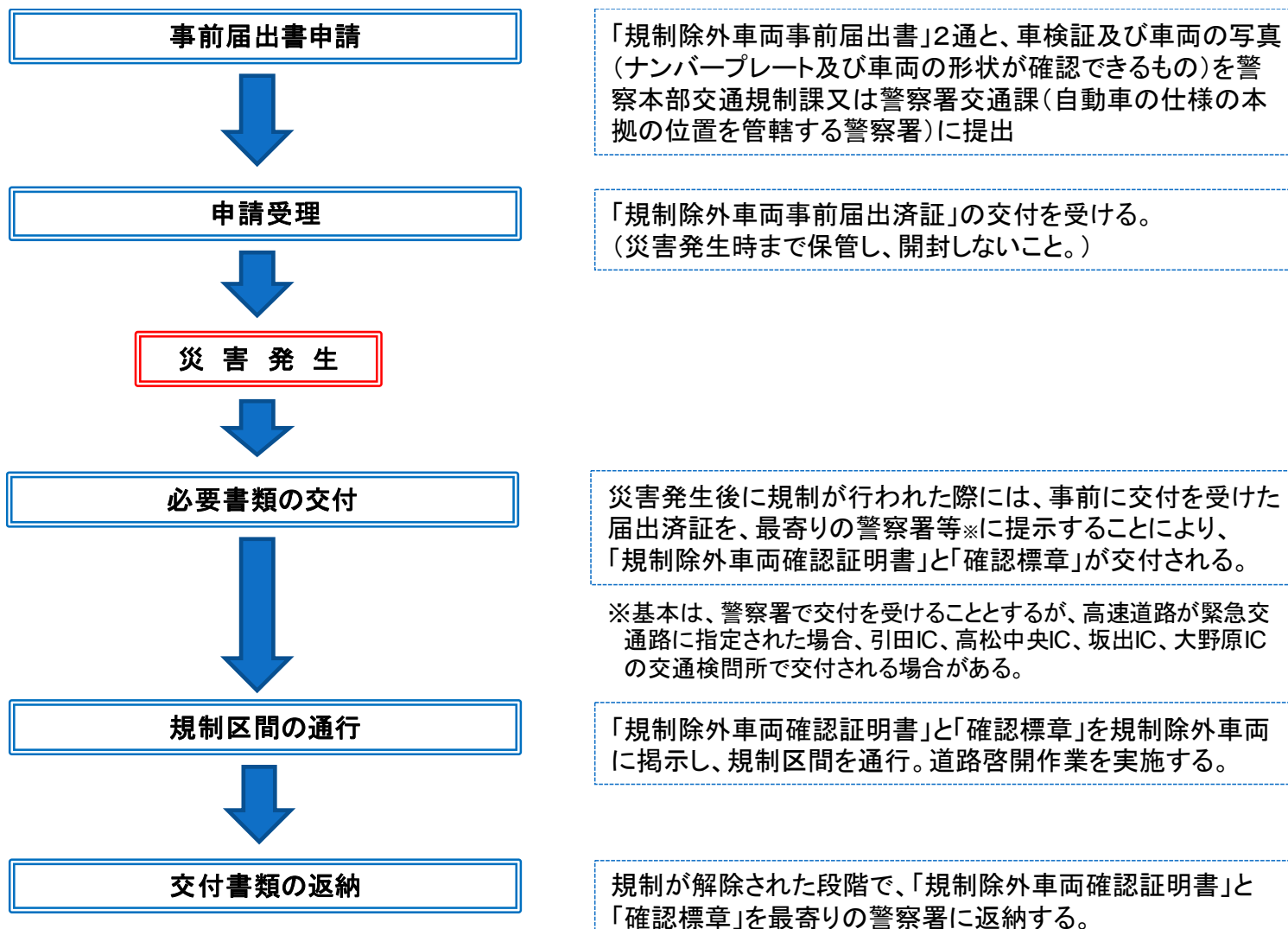
**(災害発生時の確認・交付時間の短縮のため)**



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.2.3. 規制除外車両の事前届出

#### ○規制除外車両の届出手続きのフロー



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

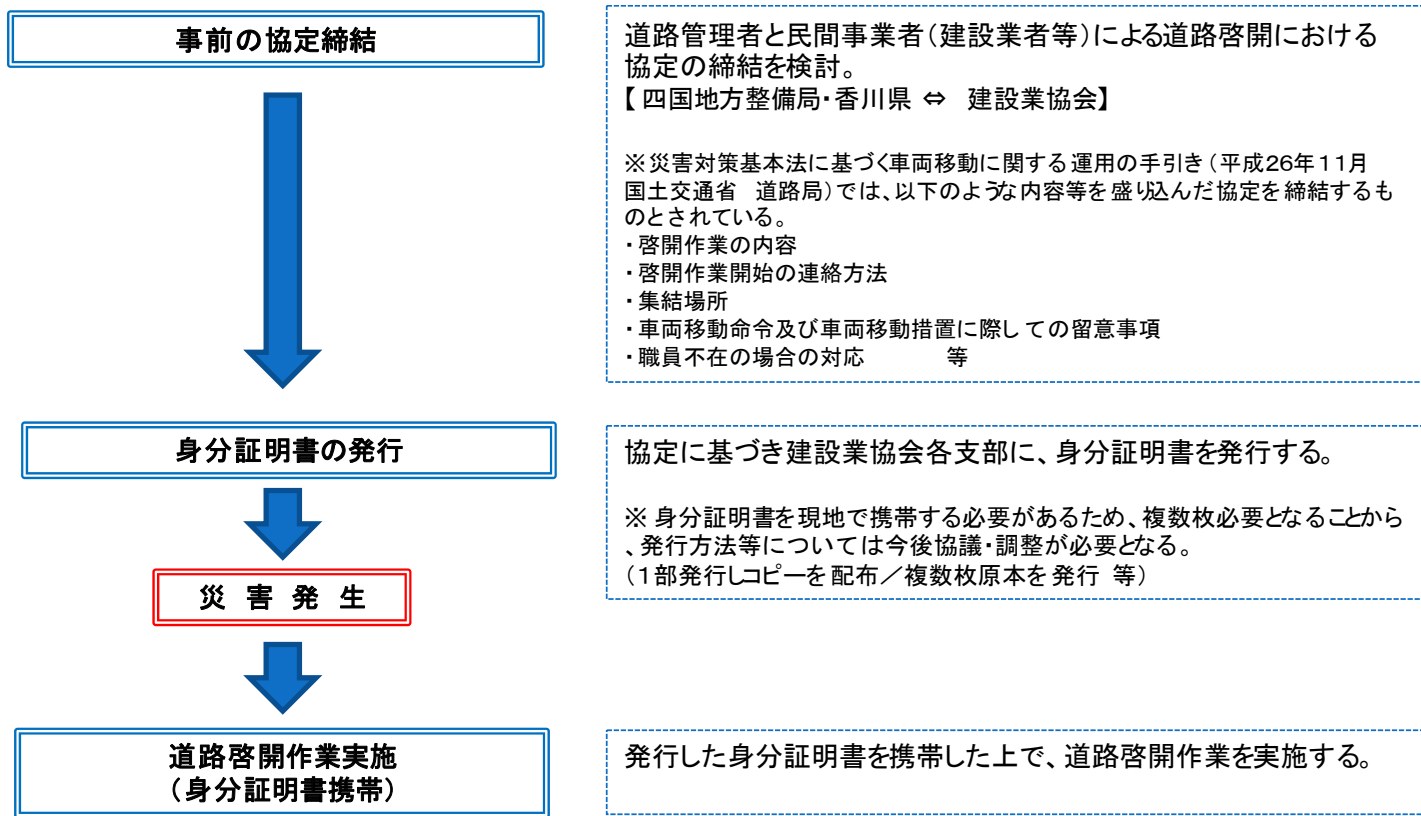
### 手順書5.2.4. 災害対策基本法に基づく車両移動のための身分証明書の事前発行

#### 【概要・ポイント・具体内容】

災害対策基本法の第76条の6に基づく作業を行うため、**道路管理者作成の身分証明書を携帯の上、道路啓開に必要な車両等を移動するものとする。**

道路啓開を行う建設事業者毎に事前発行するので、**道路啓開に携わる各自が提示できるように準備しておく。**

#### ○車両移動のための身分証明書発行のフロー(案)



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.3 初動対応自動発動のルール決め

#### 【概要・ポイント・具体内容】

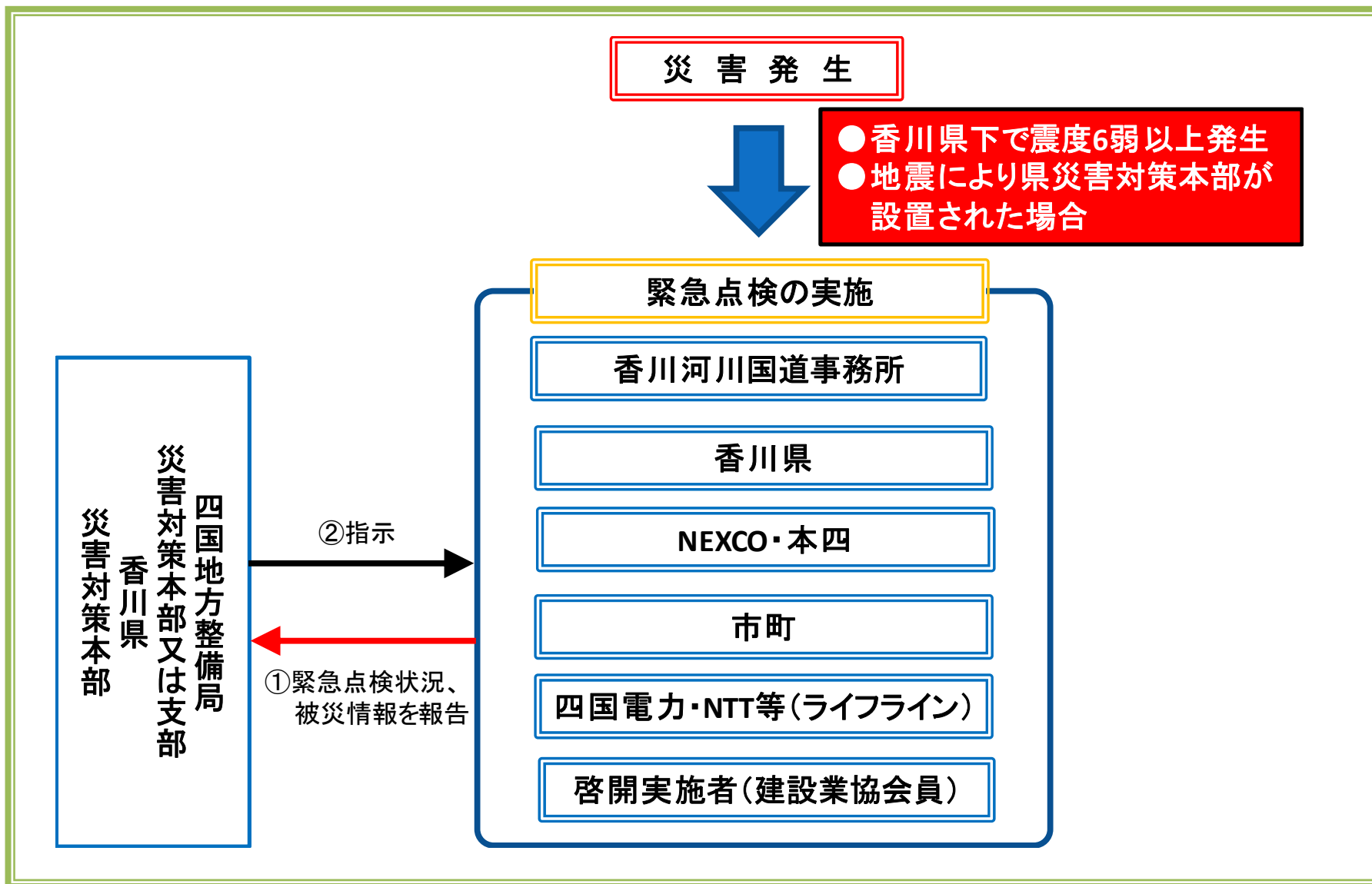
道路管理者および道路啓開実施者は、地震発生後直ちに被災状況把握を行うものとするが、発災時は通信手段が使えなくなり、関係機関との連絡が途絶えてしまう可能性もあることから、香川県下で震度6弱以上の地震発生もしくは地震により香川県災害対策本部が設置された場合には、各機関(特に建設業協会員に所属する啓開実施者)が**自動的に道路啓開のための初動対応(緊急点検の実施)**を行う。

緊急点検で把握すべき情報は、「道路の通行可否」「道路の被災の概要」であり、原則としてパトロール車内からの目視により行うものとし、必要がある場合は、徒歩等により行うものとする。

以下に初動対応自動発動のフローを示す

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.3 初動対応自動発動のルール決め



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.3 初動対応自動発動のルール決め

#### 報告メール(例1)

題名:【被災報告】国道11号(さぬき市志度)

本文:①〇〇(エリア)、〇〇(所属)、〇〇(名前)  
090-〇〇〇〇-〇〇〇〇(電話番号)

②路線 国道11号 〇〇キロポスト  
場所 さぬき市志度(琴電志度駅から西に50m)

③被災概要  
浸水

④通行可否  
西方面は全面通行不能。不能区間の終点側は未確認。

⑤復旧の見込み  
不明

添付:⑥被災状況写真

※通信手段が途絶した場合はこの限りではない。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.4 被災状況把握・情報共有体制

#### 【概要・ポイント・具体内容】

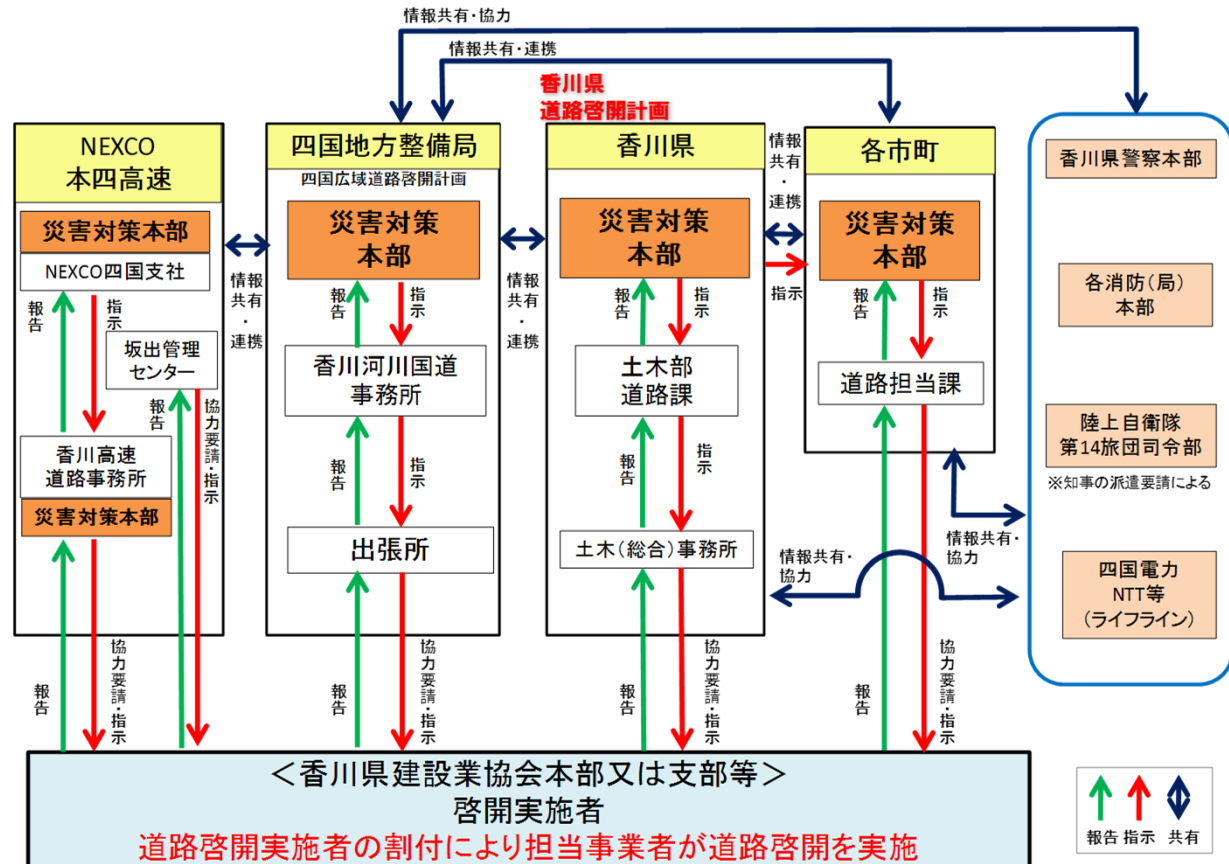
##### ①現地の被災状況把握

- ・各道路管理者は、ヘリコプターやCCTV、道路パトロール(道路啓開実施者によるパトロールも含む)等により、管内の被災状況を把握する。

##### ②被災状況の集約

- ・情報収集した被災状況は、一元化し、関係機関と情報共有を行う(通行止区間、被災状況等)。

被災状況把握体制の具体的な手順(フロー)を、以下に示す。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

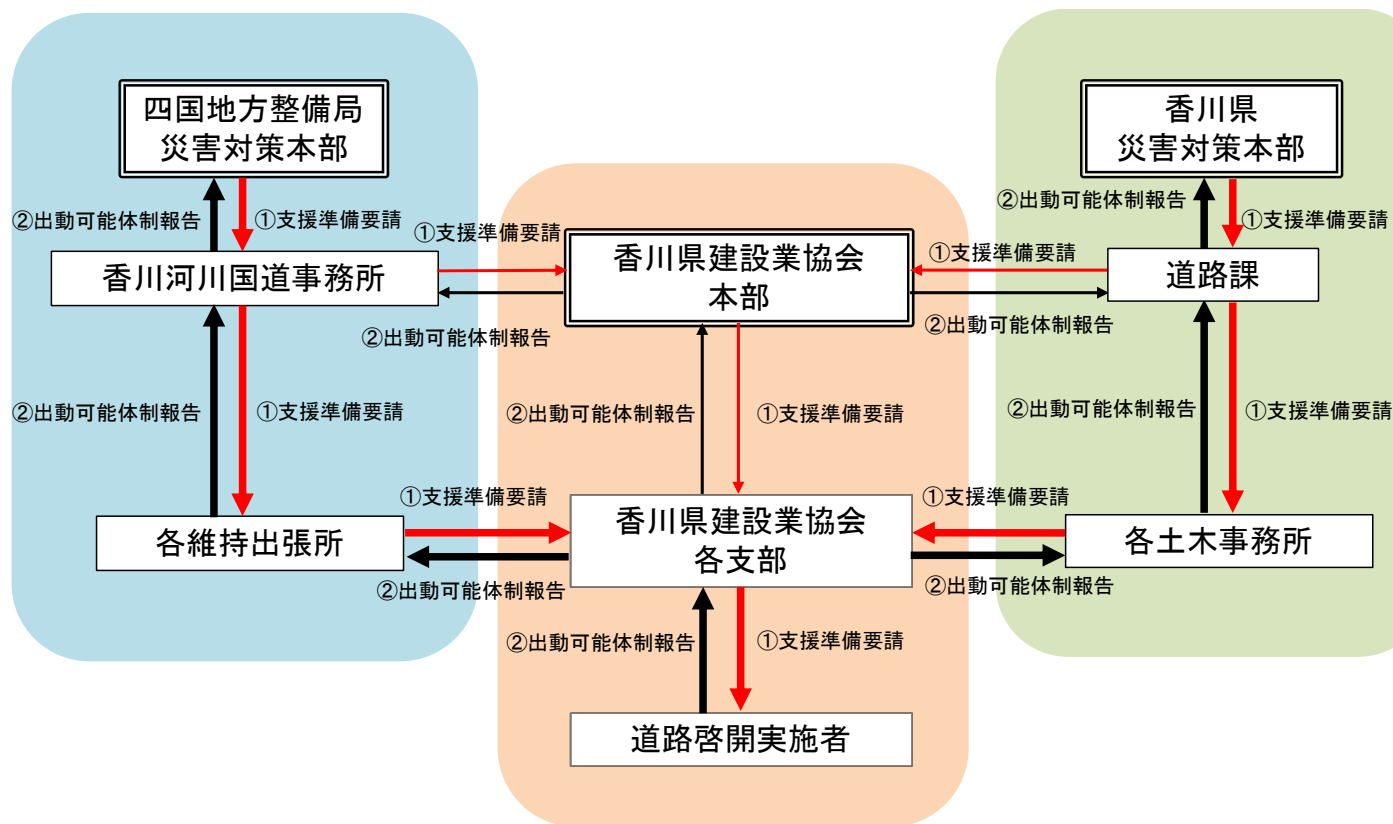
### 手順書5.5 出動可能体制把握(支援準備要請等)

#### 【概要・ポイント・具体内容】

道路管理者は、地震発生後直ちに被災状況把握を行うものとするが、あわせて香川県建設業協会本部及び支部、道路啓開実施者への道路啓開作業の支援準備要請を行う。

#### ○支援準備要請等フロー

なお、連絡が途絶え右図により難しい場合啓開実施者は、自動発動により啓開作業を開始することに注意。



※緊急を要する場合の重要な連絡系統を太線で示している。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.6 災害対策基本法に基づく区間指定

#### 【概要・ポイント・具体内容】

四国地方整備局の災害対策本部・支部又は香川県災害対策本部は、道路啓開路線の被災状況を速やかに収集した後、道路啓開の必要性を判断する。

道路啓開で車両の移動が必要と判断された路線・区間について、災害対策基本法第76条の6に基づく区間指定を行い、指定道路区間を各種情報提供媒体（道路情報板、ラジオ、看板等）にて、周知を行うものとする。

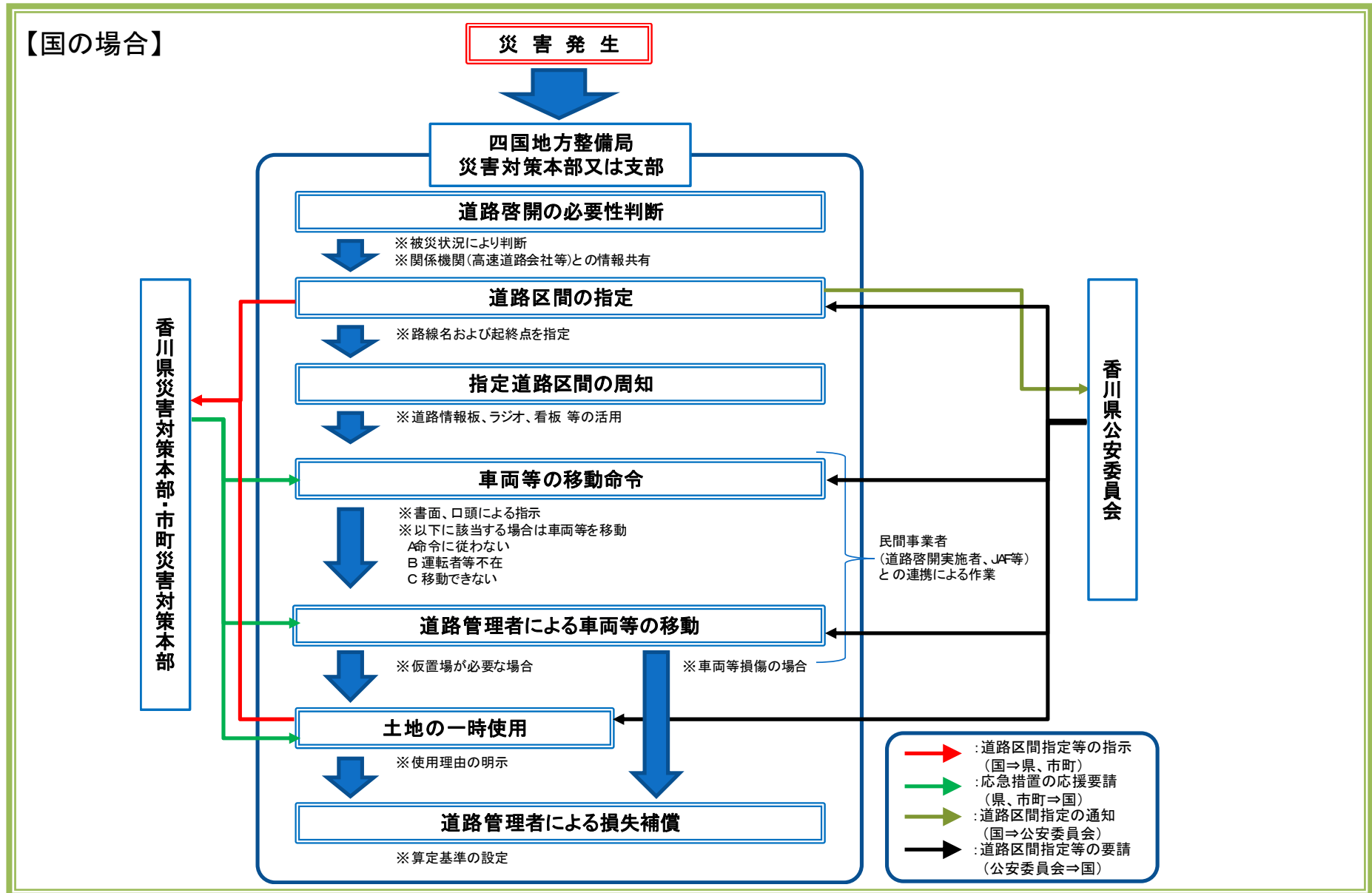
その後、区間指定された箇所において、車両移動等を行う。（車両移動の手順については、5.9.2障害物の除去(1)放置車両を参照）

次頁に、一連の流れを示す。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

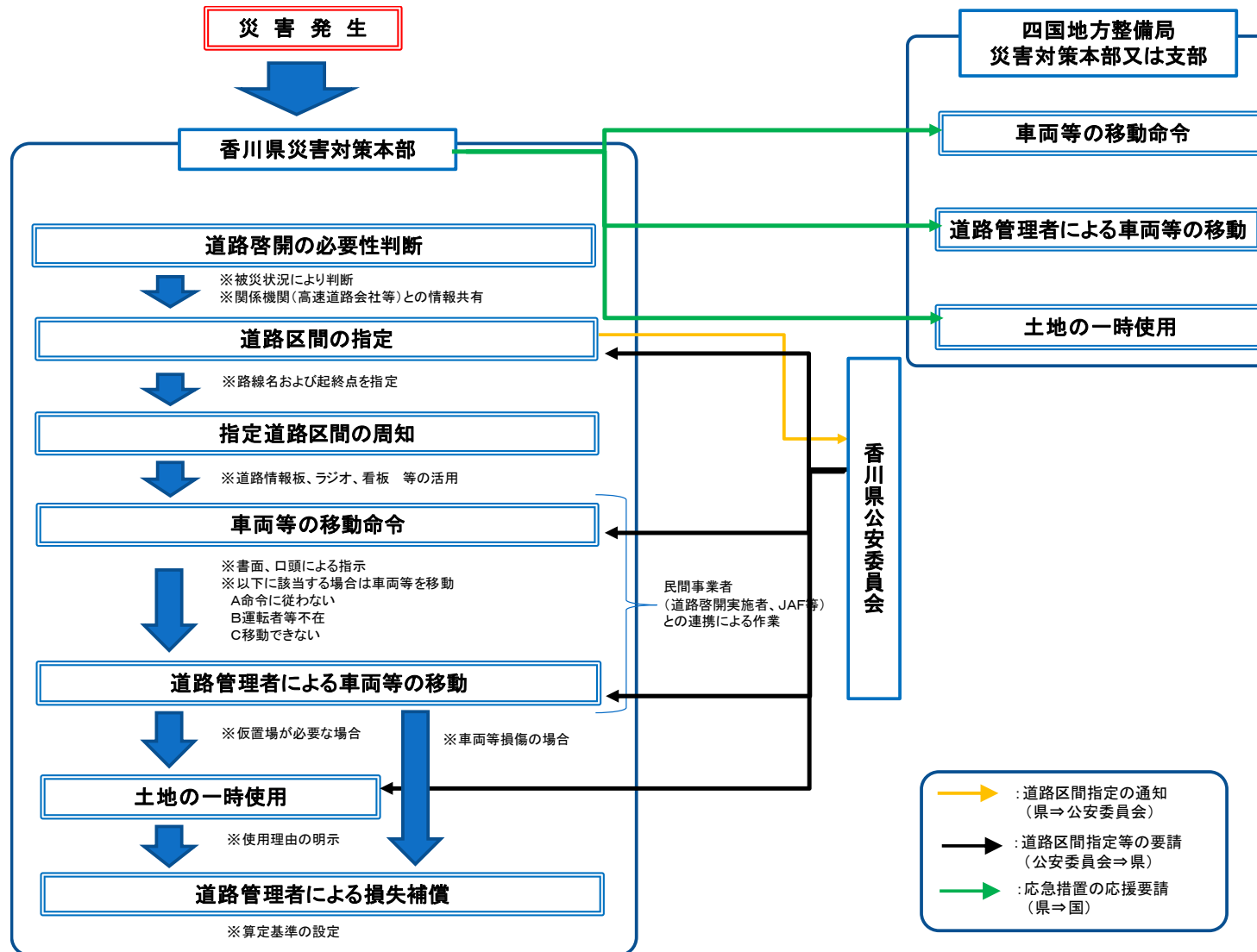
### 手順書5.6 災害対策基本法に基づく区間指定



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.6 災害対策基本法に基づく区間指定

【県の場合】



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.8 道路啓開作業開始

#### 【概要・ポイント・具体内容】

道路管理者からの支援要請フローに基づき各道路啓開実施者は、報告した出動体制により道路啓開作業を開始する。

道路啓開作業は、**大津波警報・津波警報発令時には、浸水想定区域外の被災箇所での作業とし、警報解除後に浸水想定区域内での作業を開始することを基本とする。**

- ① 作業者の安全が最優先されることから、**警報解除の段階で浸水想定区間内の対応を進める**ことを基本とする。
- ② なお、道路管理者からの作業開始連絡が伝わらず、やむを得ず自動発動を行う場合は、余震・警報等の情報を収集しながら、常に避難可能な体制を確保して作業を実施するものとするが、可能な限り速やかに道路管理者への開始報告及び状況報告を行う。
- ③ また、浸水想定区域内外どちらにおいても、津波や余震等の情報を収集できる状況を確認した上で、緊急避難情報等を入手した場合に備え、事前に速やかに避難できる安全な場所を確保しておくこととする。
- ④ 緊急情報を携帯ラジオ等から随時入手できる体制を確保しておくこと。
- ⑤ 作業チーム内に速やかに伝達できるようにホイッスルを携行する。
- ⑥ 使用車両については速やかに退避することにも配慮しつつ作業を行うものとする。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.9 道路啓開作業の実施

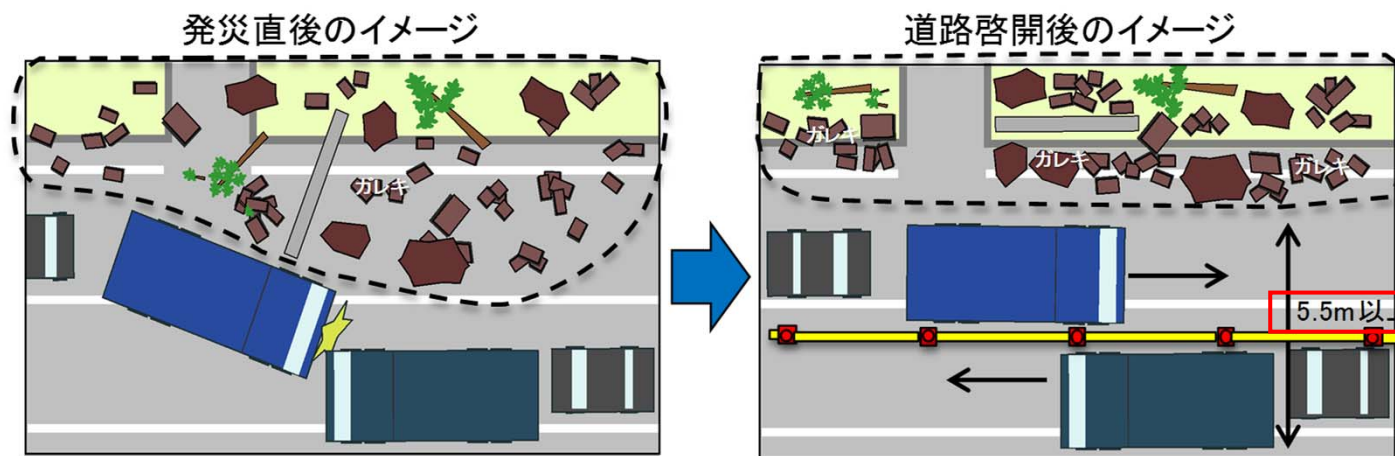
#### 手順書5.9.1 道路啓開実施方針(道路啓開の定義)

##### 【概要・ポイント・具体内容】

道路啓開は、その後の救援、救護活動のため一刻も早く緊急車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、**必要最小限の5.5m**(大型車(2.5m)がすれ違える幅員に余裕幅0.5mを見込み、 $2.5m \times 2 + 0.5m = 5.5m$ )を確保することを基本とする(下図参照)。ただし、被災の規模が大きく、幅員5.5mを確保することが困難な場合は、**1車線に加え待避所を設けることで対応すること**を考える。

なお、効率的に道路啓開を行うため、初期の段階においては、災害廃棄物を道路脇などの余裕地に横移動させるなど、啓開速度を最優先に実施するものとする。

道路啓開の内容について、一覧を下表に示す。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 作業時の実施事項および担当機関

実施事項	対象	実施内容	担当機関
負傷者の確認	負傷者	啓開においては、救助活動を最優先する。 発見時は啓開作業を中断し消防に連絡、救出救助・搬送協力を要請する。 ※あきらかにご遺体の場合のみ警察に連絡し、検視及び搬送協力を要請する。	消防 (警察)
障害物の撤去	放置車両	災害対策基本法76条の6に基づき、道路管理者が区間を指定し、車両の移動命令、撤去を行う。	道路管理者が作業支援を依頼した道路啓開実施者
	電柱	電柱管理者(四国電力及びNTT西日本)に電柱番号を連絡し、通電の有無、移動の可否について確認し、撤去を依頼する。	電気事業者・電気通信事業者
	がれき・土砂	バックホウ等の重機で撤去する。	道路管理者・道路啓開実施者
	貴重品	貴金属その他有価物や位牌、アルバム等は市町村、警察等に立ち会いを求め、できる限り回収に努める。	警察
	危険物	啓開作業時に異臭(刺激臭、芳香臭等)を感じた場合には作業を中断する。 危険物を発見した際には、道路啓開作業を中断し、隔離距離をとる。消防機関等に連絡し、保安及び除去に関する協力要請を行う。	消防
	地下埋設物	埋設物のガス管や水道管が視認できるあるいは水漏れやガス臭がする場合、作業を中止し通行止め等の処置、上下水道部門、四国ガスへの通報を行う。	上下水道管理者 ガス担当者
道路施設の 応急対策	橋梁部段差 路面段差	土砂、土のう、覆工版等を用いて段差の修正を行う。	道路管理者・道路啓開実施者

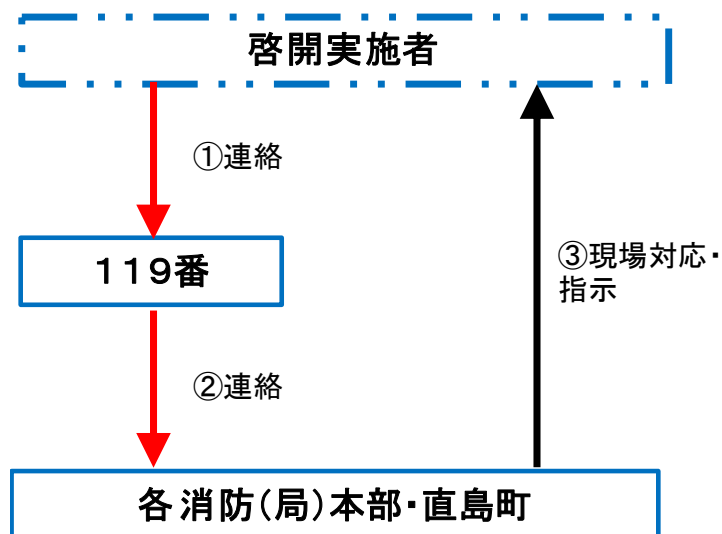
## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.9.2 負傷者の確認

#### 【概要】

道路啓開作業を行う際には、災害廃棄物に埋もれている負傷者や生死不明(心肺停止)者に遭遇するかも知れないことを十分に留意して、慎重に行うものとする。

がれき内に人が確認された場合(外傷等により生死の判断が困難な場合を含む)は、速やかに道路啓開作業を中断し、以下のフローに従って、各消防(局)本部又は直島町に負傷者の救出救助及び搬送協力を要請する。



※必要に応じて災害対策本部の各消防(局)本部又は直島町派遣スタッフと調整を行う。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.9.3 障害物の除去

#### (1) 放置車両

##### 【概要】

道路啓開作業を行う際に、放置車両が多く存在した場合、その撤去が必要となる。

5.2.4の「災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動のための身分証明書の事前発行」に基づき、5.6の「災害対策基本法に基づく区間指定」実施後、道路啓開実施者が道路管理者の臨場がなくても車両移動を単独で行うことができる。

##### 【手順(全体)】

- ①道路管理者により、災害対策基本法第76条の6に基づく区間指定が実施される。
- ②車両等の移動命令を書面または口頭により行う。「A命令に従わない」「B運転者等不在」「C移動できない」場合は、当該車両等を移動するものとする。
- ③移動にあたり、車両等の移動にスペースがない場合は、現場の判断で沿道の民地(駐車場、空き地、田畑等)を一時的に利用する。(土地の一時使用)
- ④移動にあたり、車内に負傷者・貴重品が無いか確認を行い、それらが確認された場合には、消防・警察への連絡を行う。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 【手順(建設事業者-バックホウ吊り下げ移動の事例)】

①移動前後の損傷状況がわかるよう、作業前後に写真(複数方向)を撮影する。

※後日の保証につながる。

②放置車両の上部と下部にH鋼を挿入

③上下のH鋼をワイヤーでつなぐ

④ワイヤーをバックホウで吊り上げ、移動させる

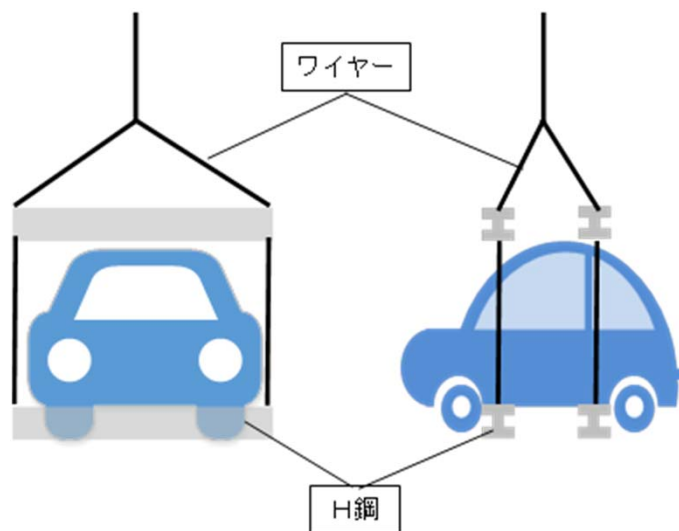


写真 バックホウによる吊上げ移動(イメージ)



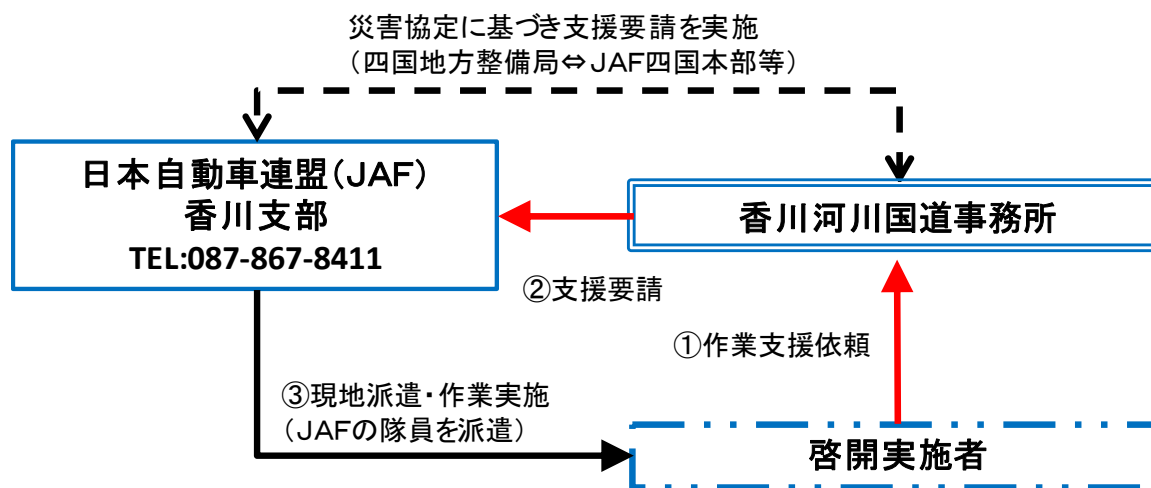
## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 【手順(JAFによるけん引)】

車両移動にあたっては、四国地方整備局と一般社団法人日本自動車連盟四国本部(以降、JAF)において「災害時における車両の移動に関する協定」が締結がされており、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、JAFが所有する範囲内での実施可能な支援を行うものとされている。

- ①保有している資機材だけでは車両移動が難しい場合、災害協定に基づき、支援要請を行う。
- ②香川河川国道事務所から、JAFに支援要請を行う。
- ③支援要請を受けたJAFは、現地にJAF隊員とレッカー一車を派遣する。

ただし、3t以上の車両は対応不可。



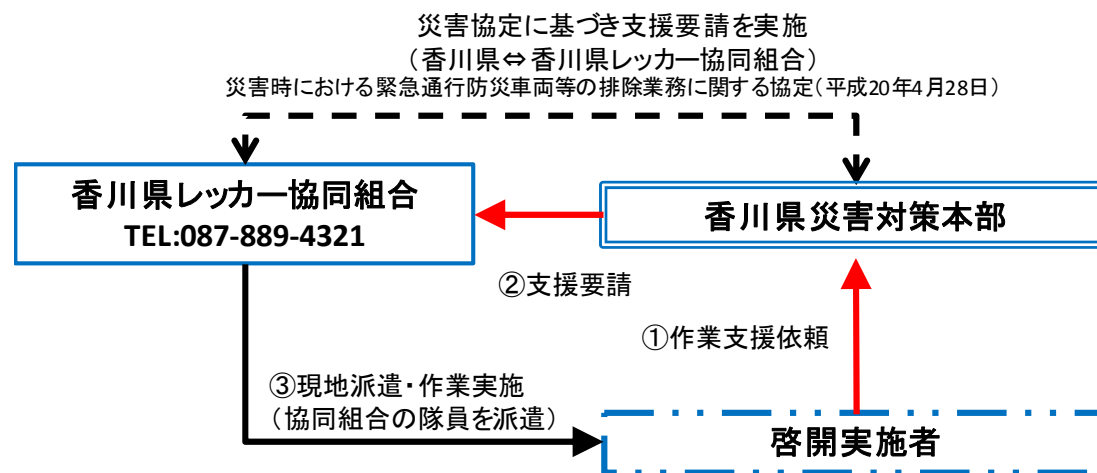
## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 【手順(レッカー組合によるけん引)】

車両移動にあたっては、香川県と香川県レッカー共同組合(以下、レッカー組合)において「災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定」が締結がされており、災害対策基本法第70条第1項及び第2項に基づく応急措置の実施にあたり、レッカー組合が所有する範囲内での実施可能な支援を行うものとされている。

- ①保有している資機材だけでは車両移動が難しい場合、災害協定に基づき、支援要請を行う。
- ②香川県から、レッカー組合に支援要請を行う。
- ③支援要請を受けたレッカー組合は、現地に隊員とレッカー車両を派遣する。

妨害車両の移動は、香川県の現場指揮官による立会いのもと行う。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### (2) 電柱

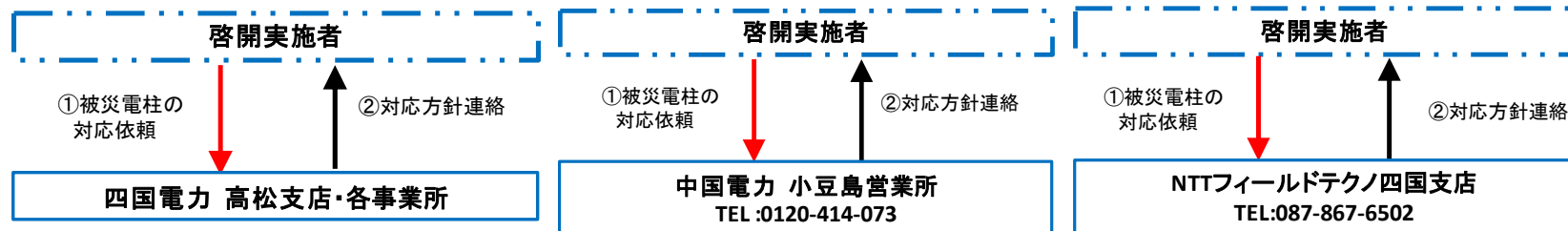
#### 【概要】

道路啓開作業を行う際に、倒壊した電柱が啓開ルート上に存在した際には、一度作業を中断し、ライフライン事業者(四国電力、中国電力、NTTフィールドテクノ四国支店)への連絡を行う。

以下のフローに従って、各ライフライン事業者から対応方針の連絡を仰ぐ。

#### 【手順】

- ①所有者を確認(上に書いているほうがその電柱所要者)し、番号、目印となるようなランドマークや交差点名などを連絡する。
- ②ライフライン事業者から対応方針の指示を仰ぐ。
- ③バリケード等で交通規制を実施する(二次災害防止のため)。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### (3) がれき・土砂(災害廃棄物)

#### 【概要】

大量に発生することが予想されるがれき・土砂(災害廃棄物)については、以下のフローに従って、道路啓開作業を進める。

#### 【手順】

- ①主にバックホウで災害廃棄物をすくい上げる。
- ②災害廃棄物を道路脇に横移動またはダンプトラックに入れる。
- ③仮置場へ搬出する。  
(県、市町から指定された場所を仮置き場として利用)

※道路仮置場での廃棄物の積み上げ高は、5m以下とする。

(5m以上だと、内部発酵により発火する可能性が高い)

※運搬用ダンプトラックは、仮置き場までの運送であるため、廃棄物運搬専用車両でなくても良い。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### (4) 貴重品

#### 【概要】

道路啓開作業を行う際に貴重品を発見した場合には、以下の手順に従って対応する。

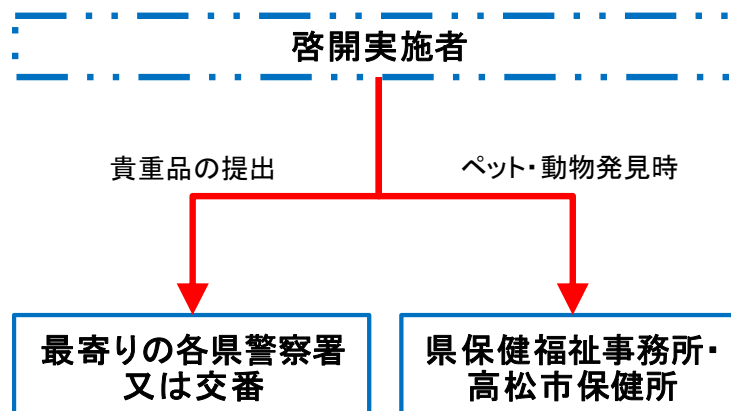
#### 【手順】

- ①1日分の取得物をまとめて保管し、取得場所が分かるようにし、所定の提出書を記載し、最寄りの警察署または交番に提出する。
- ②警察署または交番が貴重品を受取り、保管する。

なお貴重品(遺失物)の判断については、金額等の多少に関わらず、発見したものの全てを遺失物として扱うことを基本とする。

また、津波による浸水した箇所で見つけた漂流物・沈没品は水難救護法に基づくため、市町による扱いとなるが、判断が難しい場合は遺失物として扱い、警察署への届け出をする。

なお、ペットなどの動物を発見した場合は、各保健福祉事務所(高松市は別途)に連絡を行う。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

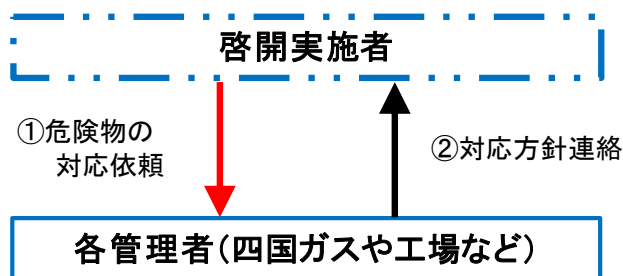
### (5) 危険物

#### 【概要】

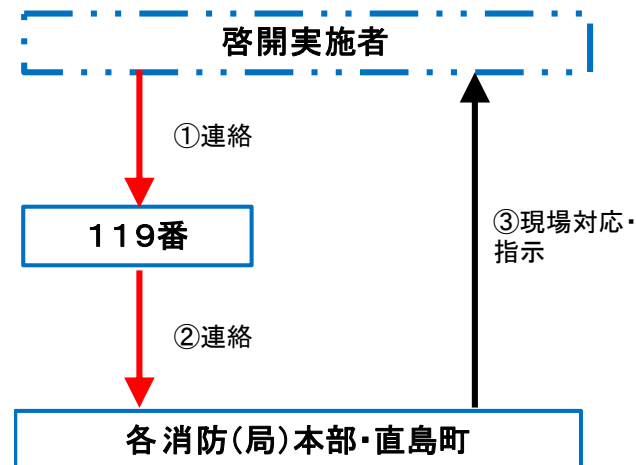
啓開実施者は、がれき内に爆発性・引火性の物体がまぎれている可能性があり、爆発や有毒ガス発生のおそれもあるため、撤去にあたっては慎重に作業を行う(特に港、沿岸部は工場が多く立地しているため要注意)。

道路啓開作業時に異臭(刺激臭、芳香臭等)を感じた場合には作業を中断し、隔離距離をとり、以下のフローに従って、異臭元となる管理者もしくは各消防(局)本部に協力要請を行う。

#### 【異臭の原因である管理者が分かる場合】



#### 【異臭の原因である管理者が分からない場合】



危険物の爆発を防止するため、火気厳禁で作業を実施する。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### (6) 地下埋設物(ガス)

#### 【概要】

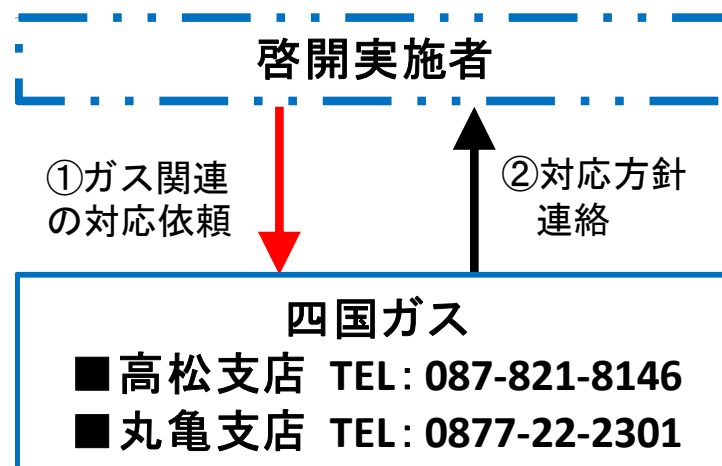
道路啓開作業を行う際にガス管の異常を発見した際には、一度作業を中断し、以下の手順に従って、ライフライン事業者(四国ガス)への連絡を行う。

#### 【手順】

- ①四国ガスに連絡して、異常箇所と状況を伝える、
- ②四国ガスからの対応方針や現場対応について指示を仰ぐ。

ガス管に関しては危険が伴うことから専門業者による処理要請を行うことを基本とする。

安全性が確認されて、問題ないことが判明した段階で作業を再開する。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### (7) 地下埋設物(水道施設・下水道施設)

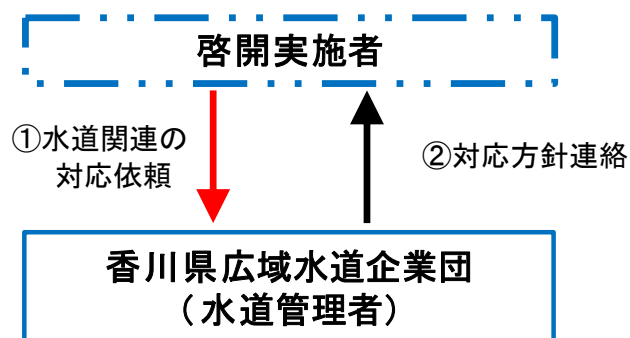
#### 【概要】

道路啓開作業を行う際に水道施設・下水道施設の異常を発見した際には、一度作業を中断し、以下の手順に従って、ライフライン事業者(広域水道企業団・各市町の下水管管理者)への連絡を行う。

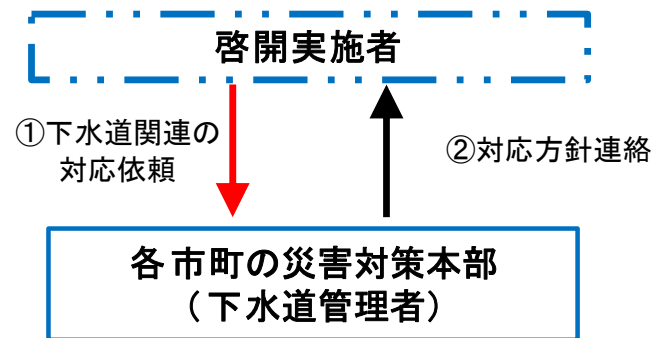
#### 【手順】

- ①香川県広域水道企業団および各市町災害対策本部に連絡して、異常箇所と状況を伝える。
- ②香川県広域水道企業団および各市町災害対策本部からの対応方針や現場対応について指示を仰ぐ。

#### 【水道施設の場合】



#### 【下水道施設の場合】





## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.9.4 道路施設の応急対策

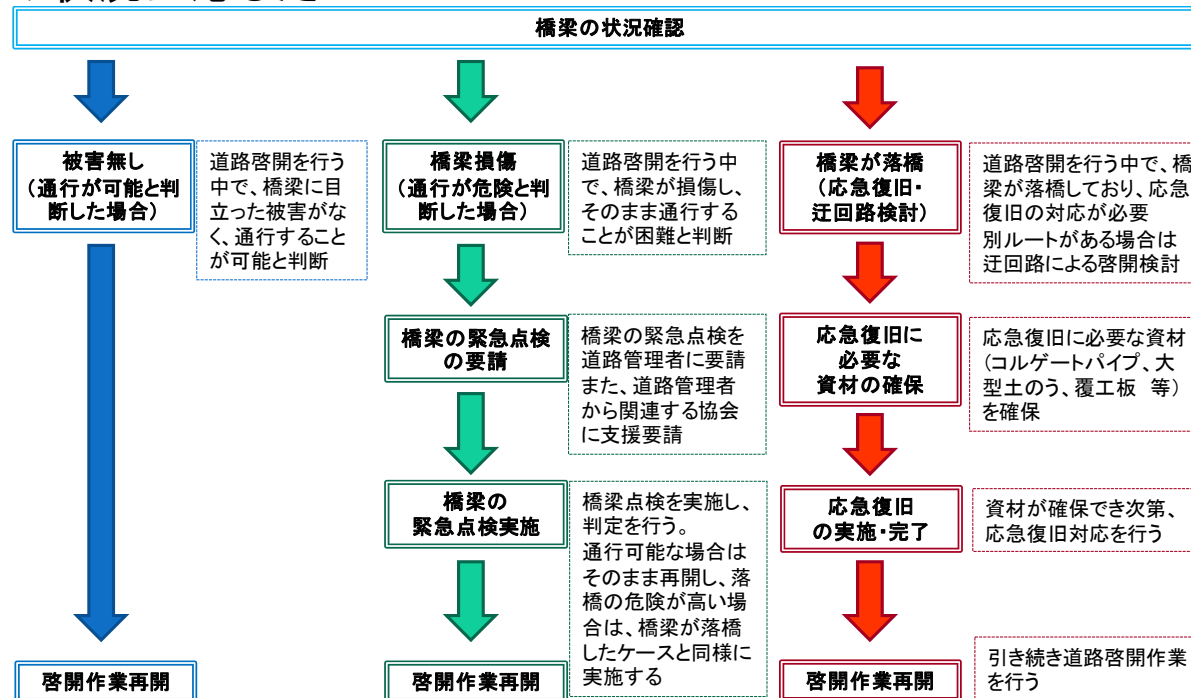
#### (1) 橋梁

##### 【概要】

道路啓開作業における橋梁については、橋梁の状況を確認の結果、「被害無し(通行が可能)」「橋梁損傷(通行が危険)」「橋梁が落橋」のケースに応じて道路啓開作業を進める。

以下に、ケースに応じたフローを示す。

##### ○橋梁の状況に応じたフロー

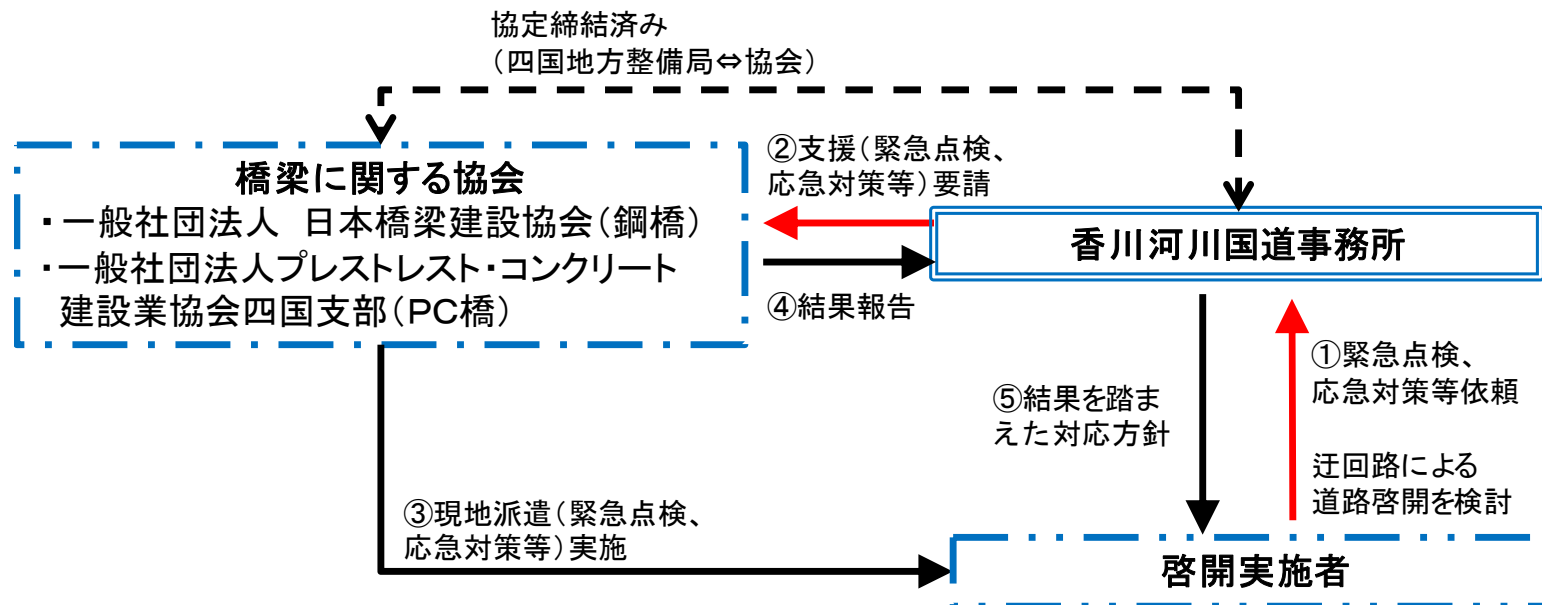


なお、詳細な手順について次頁に示す。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 【手順(国管理道における橋梁損傷・橋梁が落橋の場合)】

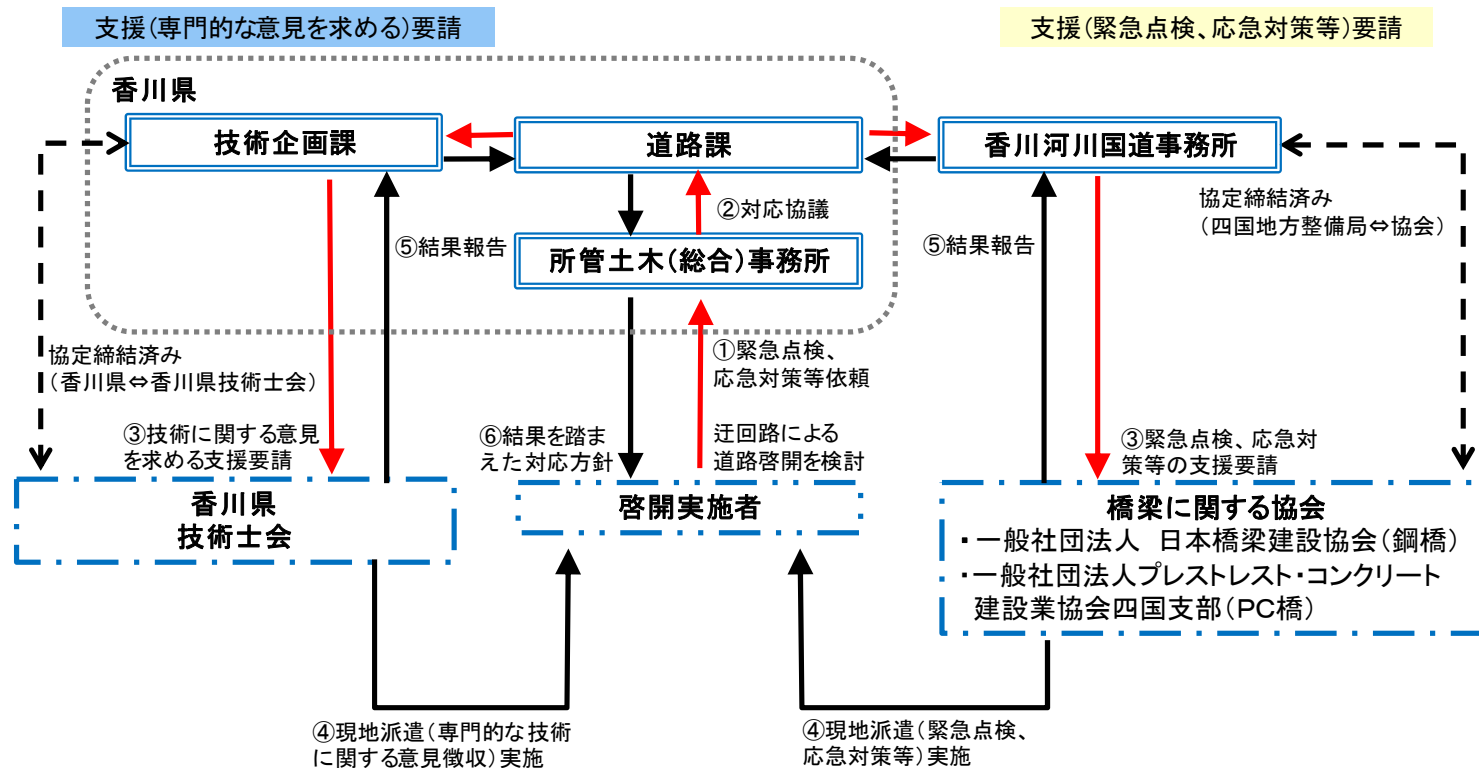
- ・四国地方整備局は、一般社団法人日本橋梁建設協会及び一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している。
- ・四国地方整備局は、管内及び四国内の地方公共団体等が管理する所管施設で被災又は被災の恐れがある場合は、支援要請を行うことができる。
- ・啓開実施者より緊急点検依頼があった場合は、香川河川国道事務所は、速やかに緊急点検等の依頼を関連する協会に支援要請を行う。
- ・協会企業は、現地に技術者を派遣し、緊急点検等を実施する。
- ・以下に連絡体制・手順を示す。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 【手順(県管理道における橋梁損傷・橋梁が落橋の場合)】

- ・香川県は、香川県技術士会と「災害発生時における技術士支援活動に関する協定書」を締結している。
- ・香川県は、管理する主要な橋梁及びトンネルについて、大規模災害発生時、専門的な技術に関する意見を求める要請を行うことができる。
- ・香川県技術士会は、現地に技術者を派遣し緊急点検等を実施する。
- ・また香川河川国道事務所を通じて橋梁に関する協会に緊急点検応急対策の支援要請を行うことができる。
- ・以下に連絡体制・手順を示す。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

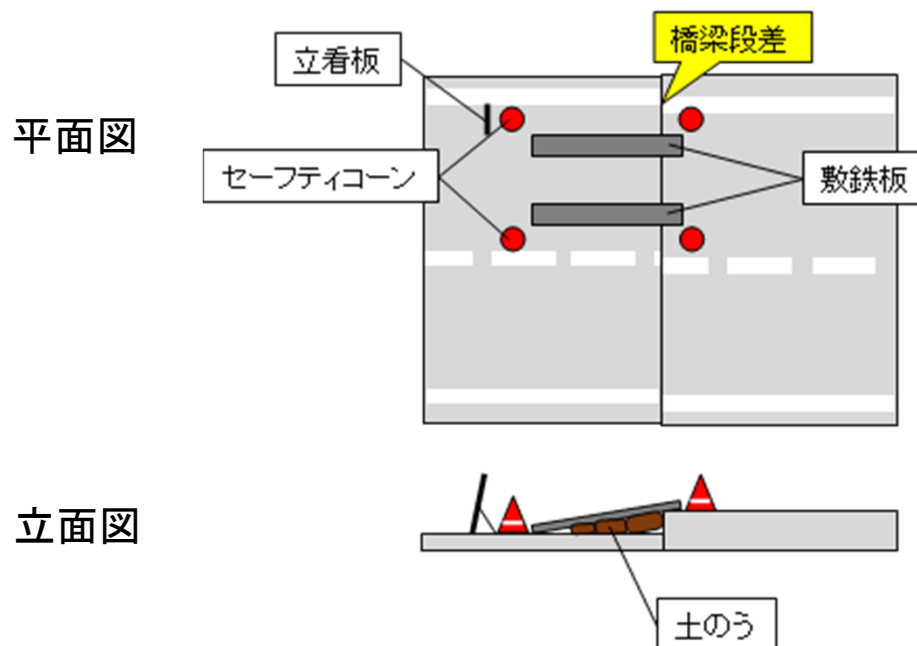
### (2) 路面段差

#### 【概要】

道路啓開を行う際に、車両による通行が困難な段差が発生している箇所に対しては、段差を擦り付けて解消させる処置が必要となる。

#### 【手順】

- ①平地と段差に敷鉄板をすり付け、段差を解消
- ②敷鉄板が動かないように土のうで固定
- ③段差解消(マンホール等の浮き上がり含む)を行う際の勾配については、10%未満を基本とするが、現場状況に応じて適宜実施する。



※なお、擦り付けによる段差の注意喚起を行うため、コーンの設置や立て看板の設置など、できる限りの対応を行うものとする。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.10 資機材・燃料の調達

#### 【概要】

道路啓開作業を行う上で、資機材とそれを稼働させるために必要な燃料を確保しておくとともに、調達計画を作成するものとする。

- 資機材については、事前に各啓開実施者で保有するものを整理し、情報共有を図っておくものとする。
- 道路啓開のエリアごとの資機材量、契約しているリース会社等の保有量についても事前に確認の上、整理に努めるものとする。
- 緊急通行車両は、災害時中核SS及び災害対応型給油所（全石油連のHPにて公開<http://www.zensekiren.or.jp/08syohisya/0807>）において優先給油の対象となる。
- フロントガラスに「緊急通行車両確認標章」(5.2.3)を掲出しておくこと。

## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 5.11 報告・連絡・共有

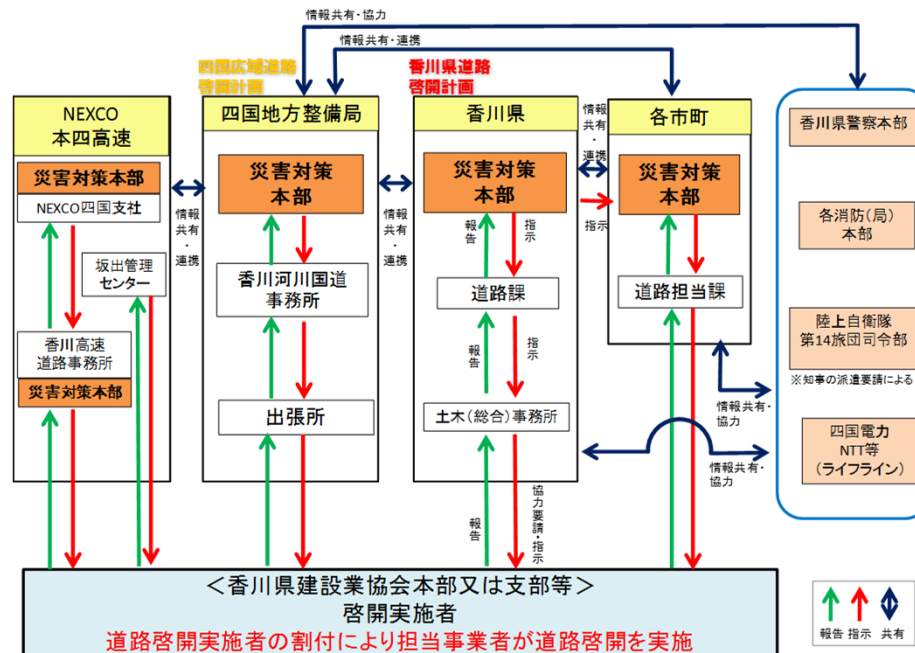
#### 【概要・ポイント・具体内容】

道路啓開作業の進捗状況を全体で共有するためには、各区間の状況を日々定期的に報告・連絡することを原則とする。

報告・連絡の方法としては、香川県建設業協会に所属する啓開実施者から各道路管理者に報告する方法を基本とする。

報告を受けた各道路管理者は、「四国地方整備局災害対策本部」又は「香川県災害対策本部」に報告を行い、情報を集約・取りまとめ、5.4 被災状況把握・情報共有体制と同様に関係機関への情報提供を行なうものとする。

進捗状況等の報告・連絡の体制を示す。



## 2. 香川県道路啓開手順書(案)について

### 手順書5.12 道路啓開作業終了

#### 【概要・ポイント・具体内容】

作業記録の記載内容については、各作業の支払いの根拠となることから、作業時間、使用した資機材の規格・数量、各作業の代表写真等を随時記録しておき、道路管理者に報告が出来るようにしておくこと。

# 3. 道路啓開実施者の割付等について

---

---



### 3. 道路啓開実施者の割付等について

災害時の迅速かつ効率的な道路啓開実施のため、啓開ルートに対し、事前に道路啓開実施者の担当区間の割り付けを行う。

#### ■ 対象とする道路啓開実施者

- 香川県建設業協会（本部、建築部会、舗装部会、支部）所属会員

#### ■ 対象とする道路管理者

- 国土交通省、香川県、市町

※高速道路は別途啓開実施者を割り付けているため対象としない。

#### ■ 割付エリア

- 道路維持パトロールのエリア分けなどを参考に39エリアを整理。

### 3. 道路啓開実施者の割付等について

#### ■ 啓開実施者の配置

- ・エリアに配置される複数の実施者により、**エリア内の啓開ルート(1次・2次)**を担当することを基本とする。
- ・**会社所在地がエリアに含まれている啓開実施者の割当を基本とするが、必要に応じてエリア外の啓開実施者を配置する。**
- ・小豆島、直島は**島内事業者で完結**することを基本とする。
- ・津波浸水想定区域に会社所在地が含まれる事業者については、実働が可能な場合は、適宜、啓開作業に加わる。

### 3. 道路啓開実施者の割付等について

以上の方針に沿って以下のエリアおよび啓開実施者数を割付た。

割付エリア		通称	啓開実施者数
高松地区	高松地区1	鬼無・国分	5
	高松地区2	峰山	13
	高松地区3	中心部	18
	高松地区4	屋島	9
	高松地区5	牟礼・庵治	5
	高松地区6	円座	11
	高松地区7	林・山田	14
	高松地区8	香川・香南	9
	高松地区9	塩江	4
	直島地区	直島	2

割付エリア		通称	啓開実施者数
中讃地区	中讃地区1	多度津・善通寺	7
	中讃地区2	丸亀北	9
	中讃地区3	宇多津	4
	中讃地区4	坂出北	5
	中讃地区5	坂出南	5
	中讃地区6	丸亀南	4
	中讃地区7	琴平・まんのう	5
	中讃地区8	綾川	4
	本島地区	本島	1
	広島地区	広島	1

割付エリア		通称	啓開実施者数
西讃地区	西讃地区1	豊浜・大野原	9
	西讃地区2	観音寺	27
	西讃地区3	豊中・高瀬西	10
	西讃地区4	仁尾・詫間東	6
	西讃地区5	三野・詫間西	7
	西讃地区6	高瀬東	6
	西讃地区7	財田・山本	8

割付エリア		通称	啓開実施者数
長尾地区	長尾地区1	志度	6
	長尾地区2	津田	4
	長尾地区3	大内	9
	長尾地区4	白鳥	7
	長尾地区5	引田	6
	長尾地区6	三木	12
	長尾地区7	長尾・寒川	8
	長尾地区8	大川	7

割付エリア		通称	啓開実施者数
小豆地区	小豆地区1	池田	4
	小豆地区2	土庄	12
	小豆地区3	内海	9
	豊島地区	豊島	3

# 3. 道路啓開実施者の割付等について

## 割付図(案)



### 3. 道路啓開実施者の割付等について

#### ■「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」について

四国地方整備局、香川県、香川県建設業協会は、発災時の道路啓開実施のための協定締結を予定している。

##### 【協定の骨子】

- 対象とする災害（県内で震度6弱以上の地震の発生又は地震に起因して香川県災害対策本部が設置された場合。）
- 対象とする道路（香川県道路啓開計画に定められた啓開ルート及びその他の緊急輸送道路や補完道路。）
- 業務の内容（対象道路の被害情報の収集・提供、道路啓開作業の実施。）
- 業務の実施方法（啓開計画、手順書、啓開実施者割付に基づき実施。自動発動も規定。）
- 平時の準備（人員や建設資機材の確認。必要な身分証明書の事前準備。）
- その他、業務費用や損害に関する負担など、所要の事項について規定。

## 4. その他

---

---